

令和6年度 第2回会津若松市健康づくり推進協議会

日 時 令和6年11月20日（水）
午後1時00分～
場 所 會津稽古堂 研修室5・6

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

①（仮称）食のあいづっこ宣言について

②（仮称）健康づくり推進条例について

③その他

4 そ の 他

5 閉 会

健康づくり推進協議会 名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	出欠
保健医療関係団体の代表	会津若松医師会	ヤブキ タカシ 矢吹 孝志	出
	会津若松医師会	タカス マコト 高須 誠	出
	会津若松医師会	サトウ セイジ 佐藤 誠治	—
	会津若松医師会	テラタ コウイチ 寺田 功一	出
	会津若松歯科医師会	ワタナベ ケイイチ 渡部 圭一	出
	会津薬剤師会	タカハシ ヨシヒコ 高橋 慶彦	—
各種団体の代表	会津若松市スポーツ推進委員会	ワタナベ ヨシエ 渡部 芳江	出
	会津若松市保健委員会	コシオ サクオ 越尾 咲男	出
	会津若松市食生活改善推進協議会	タキサワ レイコ 滝沢 玲子	出
	会津若松市民生児童委員協議会	ムトウ ヨシコ 武藤 よし子	—
	会津若松市保育所保護者会連合会	ササキ マコト 佐々木 誠	—
	会津若松市父母と教師の会連合会	ヤマダ マユミ 山田 真由実	出
	会津若松市男女共同参画推進 実行委員会	アイダ サダコ 相田 サダ子	出
	会津若松市老人クラブ連合会	シマヅ ヨウコ 嶋津 葉子	出
	会津若松市区長会	サトウ コウイチ 佐藤 晃一	出
	北会津日本赤十字奉仕団	ササキ ノリコ 佐々木 則子	出
	J A 会津よつば女性部 あいづ地区河東支部	ヨシダ ユキ 吉田 由紀	—
関係行政機関 の職員	福島県会津保健福祉事務所	サハラ ケンジ 笹原 賢司	—
	会津若松市幼稚園小中学校 教育研究会	サトウ リョウ 佐藤 亮	出

任期：令和5年6月20日～令和7年6月19日

（仮称）食のあいづっこ宣言の設定について

1 趣旨

本市の食育は、第2次会津若松市食育推進計画に沿って推進しており「（仮称）食のあいづっこ宣言」の設定については、本計画における新規取組として掲げているものです。

「（仮称）食のあいづっこ宣言」を設定することにより、多様な主体が、目指す姿や行動目標を共通のスローガンとして掲げ、地域全体で連携しながら食育に取り組み、一体的な推進を図るものです。

2 食育推進計画における位置づけ

基本理念	食で育む「こころ」も「からだ」もたくましく生きるあいづっこ
基本目標3	3つの「わ」（環・輪・和）による食育の推進
基本方針6	食育推進活動の展開
基本施策	① SNSやホームページ等での食育の啓発
取組項目	「（仮称）食のあいづっこ宣言の設定」
	個人・家庭・地域・保育施設・教育機関など多様な主体で取り組むため、共有できるスローガンを「（仮称）食のあいづっこ宣言」として設定し、食育を進めます。

3 策定の経過

年月	経過
令和3年3月	第2次会津若松市食育推進計画策定 （計画期間：令和3年度～7年度） 新規取組として「（仮称）食のあいづっこ宣言」設定を掲げる。
令和4年6月～令和6年3月	会津若松市食育ネットワーク役員会にて検討
令和6年6月	課内協議
令和6年7月	会津若松市食育ネットワーク役員会にて検討し、原案を作成
令和6年10月	部内協議

4 内容

(仮称)食のあいづっこ宣言(案)

		キーワード
食	食への感謝は「いただきます」と「ごちそうさま」	感謝
の	のぞましい食習慣は適量・適塩	健康
あ	あさごはんを毎日の習慣に	朝ごはん
い	いちにち1回は食事をともに	共食
づ	つたえよう会津の郷土食	郷土食
つ	つなげる広げる食育のわ(環・輪・和) ※持続可能な食に必要な環境・人の輪、和食文化の3つの「わ」により食育の推進を行う。	3つのわ
こ	こどもも大人も食で育むところとからだ	切れ目のない食育

- 「あいづっこ」は、こどもだけでなく、大人も含めた会津人の姿を指し、年代や性別にとらわれない食生活の基本及び本市における食生活の課題解決に向けた内容とする。
- 食生活の基本及び、本市における食生活の課題が多くあり、その解決に向け、7つのスローガンを連ね、食のあいづっこ宣言とする。
- 食は、喜びであり楽しみでもあることから、肯定的な表現を用いる。

5 スケジュール

令和6年7月 原案作成・課内協議・食育ネットワーク役員会（意見聴取）

10月 部内協議

11月 健康づくり推進協議会（意見聴取）

12月 副部長会議

部長会議

1月 健康づくり推進協議会（諮問答申）

食育ネットワーク役員会（報告）

2月 文教厚生委員会協議会（報告）

(参考) 他自治体の食育スローガン設定状況

市町村	スローガン	都道府県
大阪市	「かしこく食べよう！ゲンキをつくろう！」	大阪府
府中市	「みんなでいただきます おいしい！たのし！が元気の素」	広島県
旭川市	「おいしいものをおいしく食べよう！ ～食は生きる力～」	北海道
むつ市	“笑顔で広がる おいしいごはん 笑って食べて ところもからだも健康に！”	青森県
伊丹市	「ありがとう いただきます」	兵庫県
会津坂下町	「心を豊かに からだを元気に 食で育むばんげまち	福島県

会津若松市健康づくり推進条例（案）の概要

背 景

- ・健康を取り巻く環境は大きく変わり、健康に対する価値観の多様化、健康格差、人生 100 年時代の到来など、時代に即したより一層の健康づくりの推進が求められている。
- ・市民の健康づくりを更に推進するためには、全ての市民が、心身の健康づくりに対する関心と理解を深められるようその気運の醸成を図るとともに、市、市民、関係団体等が一体となって、健康づくりに取り組んでいくための環境を整備していく必要がある。

目 的

- ・健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与する。

定 義

用語の定義

市民

市の区域内に住
所を有する者

事業者

市内に事業所等
を有する個人・
法人その他の団
体

関係団体

市内で活動を行
う団体で営利を
目的としないも
の

保健医療等関係者

市内で保健、医療、
福祉等に係る業務を
行う者及びこれらの
者

教育機関等

幼稚園、小学校、中学校、
義務教育学校、高等学校、
特別支援学校、大学、その
他これらに類する教育機関
及び保育所その他の児童
福祉施設

基本理念

市民一人ひとりが健康づくりの
関心と理解を深め、自らの心身
の状態に応じた健康づくりに生
涯にわたって主体的に取り組む。

市、関係団体等は、市民が
継続的に健康づくりに取り
組めるよう必要な支援・社
会環境の整備に努める。

市、関係団体等は、それぞ
れの役割を認識し、相互に連携
を図りながら協働して健康づ
くりの推進に取り組む。

市の責務

- ・市民、関係団体等と相互に連携を図りながら、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ・健康づくりに関する情報を把握し、健康づくりの推進に関する施策に反映させる。
- ・健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、福島県等と連携を図る。

市民の役割

- ・健康づくりに関する意識を高める。
- ・健康状態を把握し、心身の状態に応じて、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組む。

事業者の役割

- ・従業員の健康に配慮し、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

関係団体の役割

- ・活動にあたっては、健康づくりに配慮し、健康づくり関する普及啓発に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

保健医療等関係者の役割

- ・市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮する。
- ・健康づくりに関する普及啓発に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

教育機関等の役割

- ・健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、健康に関する学びの場の提供等により、心身共に健康な体づくりの推進に努める。
- ・市や関係団体等が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努める。

健康づくりに関する計画

- ・健康づくりの施策を推進するため、健康増進法に規定する健康増進計画を策定する。
- ・健康づくりに関する基本方針及び目標、施策を定める。
- ・計画を定めるときは、健康づくり推進協議会に諮る。
- ・計画を定めたときは遅滞なく公表する。

健康わかまつ21計画

○会津若松市健康づくり推進協議会条例

平成 5 年 3 月 22 日
会津若松市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくりを総合的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、会津若松市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 19 人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 保健医療関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(平 11 条例 17、平 16 条例 42、平 17 規則 56・一部改正)

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(平 16 条例 42・旧附則・一部改正)

(北会津村の編入に伴う経過措置)

2 第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、北会津郡北会津村の編入の日から平成 17 年 10 月 31 日までの間に委嘱を受ける委員の任期は、同日までとする。

(平 16 条例 42・追加)

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置等)

2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市の職員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。

3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされる委員(以下この項において「現任委員」という。)の任期が満了するまでの間において、新たに選任される委員の任期は、改正後の会津若松市健康づくり推進協議会条例第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、現任委員の任期が満了するまでとする。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日条例第 42 号)

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日条例第 56 号)

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。